

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令新旧対照条文

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
	目次
	第一章 総則（第一条 第三条）
	第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置
	第一節 基本計画（第四条 第六条）
	第二節 計画的な流通の確保に関する措置
	第一款 生産者（第七条 第十九条）
	第二款 出荷取扱業（第二十条 第二十四条）
	第三款 自主流通法人（第二十五条 第二十八条）
	第四款 販売業（第二十九条 第三十二条）
	第五款 自主流通米価格形成センター（第三十三条・第三十四条）
	第三節 政府の買入れ及び売渡し（第三十五条 第三十八条）
	第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十九条 第四十条の 三）
	第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置（第 四十一条 第四十五条）
	第四章 雑則（第四十六条 第四十九条）
	附則

第一章 総則

第一条 (略)

(基本指針)

第二条 基本指針は、七月三十一日までに定めるものとする。

第一条 (略)

(生産調整対象水田の面積)

第二条 農林水産大臣は、毎年、都道府県ごとに、法第四条第一項の基本計画(以下「基本計画」という。)において定められた米穀の生産の目標を基礎として、当該都道府県における米穀の生産条件及び米穀の生産活動の調整に関する農業者の動向を参酌して、当該都道府県に係る生産調整対象水田(米穀の生産調整が実施される水田をいう。以下同じ。)の面積(次項において「都道府県別生産調整対象水田面積」という。)を定め、これを都道府県知事に通知するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、市町村ごとに、当該通知に係る都道府県別生産調整対象水田面積を基礎として、当該市町村における米穀の生産条件及び米穀の生産活動の調整に関する農業者の動向を参酌して、当該市町村に係る生産調整対象水田の面積(次項において「市町村別生産調整対象水田面積」という。)を定め、これを市町村長に通知するものとする。

3 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該市町村の区域内に住所を有する農業者ごとに、当該通知に係る市町村別生産調整対象水田面積を基礎として、当該農業者の米穀の生産条件及び米穀の生産活動の調整に関する当該農業者の意向を参酌して、当該農業

(生産調整方針の認定を受けることができる者)

第三条 法第五条第一項の政令で定める者は、米穀の生産者又は出荷の事業を行う者であつて、その生産数量又は出荷数量が農林水産省令で定める規模以上であるものとする。

(生産調整方針の変更等)

第四条 法第五条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る生産調整方針について変更をしようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 法第五条第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

3 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第五条第一項の認定を取り消すことができる。

一 法第五条第一項の認定に係る生産調整方針(第一項の変更の認定があつた場合には、その変更後の生産調整方針。次号及び第二号において

者に係る生産調整対象水田の面積を定め、これを文書をもつて当該農業者に通知するものとする。

4 法第三条第二項の農業者ごとに定められた面積は、前項の規定により通知された生産調整対象水田の面積とする。

(米穀の生産調整の確認)

第三条 前条第三項の規定により通知を受けた農業者は、当該通知に係る生産調整対象水田について米穀の生産調整を実施したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該農業者の住所地を管轄する市町村長の確認を受けなければならない。

第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第一節 基本計画

(基本計画)

第四条 基本計画は、三月三十一日までに定めるものとする。

て「認定生産調整方針」という。()の内容が、基本指針に照らして適切でなくなつたと認めるとき。

二 正当な理由がないのに認定生産調整方針に定められた法第五条第二項第二号に掲げる事項が適切に実施されていないと認めるとき。

三 認定生産調整方針が法第五条第三項第三号の農林水産省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき。

(貸付金の償還方法)

第五条 法第十七条第一項の規定による貸付金の償還期間は、五年以内とする。

(計画流通数量に係る地域又は期間)

第五条 法第四条第二項第七号の地域別又は期間別に定める数量は、都道府県別又は米穀年度(毎年十一月一日から翌年十月三十一日までの期間をいう。()を十一月一日以後四月ごとに区分した各期間別に定めるものとする。

(生産及び出荷の指針)

第六条 法第四条第三項の生産及び出荷の指針となるべきものは、十一月三十日まで定めるものとする。

第二節 計画的な流通の確保に関する措置

第一款 生産者

(都道府県別予定計画出荷数量)

第七条 農林水産大臣は、毎年、都道府県ごとに、当該都道府県の区域内に住所を有する米穀の生産者に係る第九条第一項の予定計画出荷基準数量の合計数量（以下、「都道府県別予定計画出荷数量」という。）を定め、これを都道府県知事に通知するものとする。

2 都道府県別予定計画出荷数量は、その年産の米穀につき基本計画において定められた計画出荷数量を基礎として、都道府県の区域内に住所を有する米穀の生産者が法第五条第一項の計画出荷米（以下、「計画出荷米」という。）として売り渡し、又は売渡しを委託する米穀につき、農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣に申し出た数量（以下、「計画出荷申出数量」という。）を参酌して定める。

（市町村別予定計画出荷数量）

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、市町村ごとに、当該市町村の区域内に住所を有する米穀の生産者に係る次条第一項の予定計画出荷基準数量の合計数量（以下、「市町村別予定計画出荷数量」という。）を定め、これを市町村長に通知するものとする。

2 市町村別予定計画出荷数量は、その合計が前条第一項の規定による通知に係る都道府県別予定計画出荷数量を超えることとならない範囲内において、当該市町村の区域内に住所を有する米穀の生産者に係る計画出荷申出数量を参酌して定める。

（予定計画出荷基準数量）

第九条 市町村長は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該市町村の区域内に住所を有する米穀の生産者ごとに法第五条第一項の計画出荷基準数量（以下「計画出荷基準数量」という。）として予定する数量（以下「予定計画出荷基準数量」という。）（これを定め、これを文書をもって当該生産者に通知するものとする。）

2 予定計画出荷基準数量は、その合計が前条第一項の規定による通知に係る市町村別予定計画出荷数量を超えることならない範囲内において、当該生産者に係る計画出荷申出数量を参酌して定める。

（予定計画出荷基準数量の変更）

第十条 米穀の生産者は、当該生産者の米穀の実収高がおおむね明らかとなつたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該生産者の住所を管轄する市町村長に対し、その実収高に応じて予定計画出荷基準数量（その数量が第四十八条第三項の規定により変更されたとき又は変更されることが見込まれるときは、変更後の数量又は変更されることが見込まれる数量。以下第十二条までにおいて同じ。）の変更を申し出ることができる。

2 市町村長は、前項の規定による申出があつたときは、当該申出に係る米穀の生産者ごとに、予定計画出荷基準数量を変更することができる。

この場合には、市町村長は、当該変更に係る予定計画出荷基準数量を文書をもって当該生産者に通知するものとする。

3 前項の規定による変更に係る予定計画出荷基準数量は、当該市町村の区域内に住所を有する米穀の生産者に係る予定計画出荷基準数量（同項

の規定により予定計画出荷基準数量が変更された米穀の生産者については、変更後の予定計画出荷基準数量（の合計が、市町村別予定計画出荷数量（その数量が次条第二項の規定により変更されたときは、変更後の数量。同項及び同条第三項において同じ。）を超えることとならない範囲内において、第一項の規定による申出に係る数量（以下「計画出荷変更申出数量」という。））、予定計画出荷基準数量及び当該生産者の米穀の実収高を参酌して定める。

（市町村別予定計画出荷数量の変更）

第十一条 市町村長は、当該市町村の米穀の実収高がおおむね明らかとなった場合において前条第一項の規定による申出があつたときは、都道府県知事に対し、当該市町村の区域内に住所を有する米穀の生産者に係る計画出荷変更申出数量及び予定計画出荷基準数量を報告するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、当該報告に係る市町村ごとに、市町村別予定計画出荷数量を変更することができる。

3 前項の規定による変更に係る市町村別予定計画出荷数量は、当該都道府県の区域内に住所を有する米穀の生産者に係る予定計画出荷基準数量（前条第二項の規定により予定計画出荷基準数量が変更された米穀の生産者については、変更後の予定計画出荷基準数量）の合計が、都道府県別予定計画出荷数量（その数量が次条第二項の規定により変更されたときは、変更後の数量。同項及び同条第三項において同じ。）を超えること

とならない範囲において、当該市町村の区域内に住所を有する米穀の生産者に係る計画出荷変更申出数量及び予定計画出荷基準数量、市町村別予定計画出荷数量並びに当該市町村の米穀の実収高を参酌し、当該市町村長の意見を聴いて、定める。

(都道府県別予定計画出荷数量の変更)

第十二条 都道府県知事は、当該都道府県の米穀の実収高がおおむね明らかとなった場合において前条第一項の規定による報告があつたときは、農林水産大臣に対し、当該都道府県の区域内に住所を有する米穀の生産者に係る計画出荷変更申出数量及び予定計画出荷基準数量を報告するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定による報告があつたときは、当該報告に係る都道府県ごとに、都道府県別予定計画出荷数量を変更することができる。

3 前項の規定による変更に係る都道府県別予定計画出荷数量は、予定計画出荷基準数量(第十条第二項の規定により予定計画出荷基準数量が変更された米穀の生産者については、変更後の予定計画出荷基準数量)の合計が、基本計画において定められた計画出荷数量(米穀の実収高に応じた備蓄の円滑な運営を図り、又は調整保管が実施されるために必要なものとして農林水産大臣が追加し、又は控除すべき数量を定めたときは、当該数量を計画出荷数量に追加し、又は控除した数量)を超えることとならない範囲内において、当該都道府県の区域内に住所を有する米穀の生産者に係る計画出荷変更申出数量及び予定計画出荷基準数量、都道

府県別予定計画出荷数量並びに当該都道府県の米穀の実収高を参酌し、当該都道府県知事の意見を聴いて、定める。

(計画出荷基準数量の確定)

第十三条 計画出荷基準数量は、第九条第一項又は第十条第二項の規定により通知された数量(その数量が当該通知についての不服申立てに対する決定又は裁決によって変更されたときは、変更後の数量)とする。

2 市町村長は、農林水産大臣が定める期日までに計画出荷基準数量を確定し、当該市町村の区域内に住所を有する米穀の生産者に対し文書をもって通知するとともに、農林水産大臣に報告するものとする。

(自主流通米の売渡し等の期日)

第十四条 米穀の生産者は、計画出荷米について、自主流通米として第一種登録出荷取扱業者に売り渡し、又は売渡しを委託しようとするときは、農林水産大臣が定める期日までにしなければならない。

(政府米の売渡し等の期日)

第十五条 米穀の生産者は、計画出荷米について、政府米として政府に売り渡そうとするときは、農林水産大臣が定める期日(以下「売渡期日」という。)までにしなければならない。

2 米穀の生産者は、計画出荷米について、政府米として第一種登録出荷取扱業者に売渡しを委託しようとするときは、売渡期日までに政府に売り渡すべき旨の委託をしなければならない。

(準用)

第十六条 第七条から第十三条までの規定は、法第五条第二項の農林水産大臣が生産調整実施者ごとに定める数量について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条、第八条、 第九条第一項、第 十条、第十一条第 一項及び第三項、 第十二条第一項及 び第三項並びに第 十三条第二項	米穀の生産者	生産調整実施者
第七条第一項、第 八条第一項、第九 条、第十条、第十 一条第一項及び第 三項並びに第十二 条第一項及び第三 項	予定計画出荷基準数量	予定政府買入基準数量
第七条、第八条第 一項	都道府県別予定計画出	都道府県別予定政府買入

第九條第一項	第九條及び第十條	第九條第二項及び第三項並びに第十一條第二項及び第三項	第八條、第九條第二項、第十條第三項並びに第十一條第二項及び第三項	第七條第二項、第八條第二項及び第九條第二項	第七條第二項	第七條第二項及び第十二條第三項	二項、第十一條第三項並びに第十二條第二項及び第三項
出荷基準数量	当該生産者		市町村別予定計画出荷数量	計画出荷申出数量	法第五條第一項の計画出荷米（以下「計画出荷米」という。）	計画出荷数量	荷数量
産大臣が当該生産調整実	当該生産調整実施者		市町村別予定政府買入数量	政府売渡申出数量	政府米	政府が買い入れる米穀の数量	数量
法第五條第二項の農林水							

	「計画出荷基準数量」	施者ごとに定める数量
第十条第三項、第十一條第一項及び第三項並びに第十二條第一項及び第三項	計画出荷変更申出数量	政府売渡変更申出数量
第十条第三項	予定計画出荷基準数量及び	予定政府買入基準数量、法第五十九條第一項の売渡しの申込みに係る数量及び
第十一条第三項及び第十二條第三項	及び予定計画出荷基準数量	、予定政府買入基準数量及び法第五十九條第一項の売渡しの申込みに係る数量
第十二條第三項	図り、又は調整保管が実施される	図る
第十三條	計画出荷基準数量	政府買入基準数量

(特別区等の特例)

第十七条 第七条から第十三条まで(第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)(の規定中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区又は区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に適用する。

(変更を承認しない場合)

第十八条 法第五条第三項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 計画出荷基準数量の変更の申請が、売渡期日等を勘案して農林水産大臣が定める期日までに行われたものでない場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、米穀の生産者が計画出荷米として売り渡し、又は売渡しを委託した米穀の円滑な流通に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合
- 三 基本計画に即した米穀の適正かつ円滑な供給が極めて困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる場合

(出荷契約を締結する米穀の生産者)

第十九条 法第五条第四項の政令で定める者は、稲の延べ作付面積が十ア

ール以上の生産者（生産調整実施者にあつては、十アール未満の生産者を含む。）とする。

第二款 出荷取扱業

（出荷契約を締結している米穀の生産者の数等）

第二十条 法第九条第一項第三号（法第十条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める数は、十人とする。

2 法第九条第一項第三号の政令で定める数量は、二十トンとする。

（第一種登録出荷取扱業者の売渡先）

第二十一条 法第十五条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 登録卸売業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会その他農林水産大臣が指定する法人であつて、その直接又は間接の構成員のため米穀の買受けの事業を行うもの
- 二 登録小売業者
- 三 米穀を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行う者
- 四 前号に掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会その他農林水産大臣が指定する法人であつて、その直接又は間接の構成員のため米穀の買受けの事業を行うもの
- 五 登録出荷取扱業者、登録卸売業者又は登録小売業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会その他農林水産大臣が

指定する法人であつて、米穀の消費の増進に関する宣伝の事業を行うもの

六 国の機関、地方公共団体その他これらに準ずるものとして農林水産大臣が指定する者

(第一種登録出荷取扱業者の政府米の売渡し等の期日)

第二十二条 第一種登録出荷取扱業者は、売渡しの委託を受けた政府米について、法第十五条第二項前段の規定により政府に売り渡そうとするときは、売渡期日までにしなければならない。

2 第一種登録出荷取扱業者は、売渡しの委託を受けた政府米について、法第十五条第二項後段の規定により第二種登録出荷取扱業者又は自主流通法人に売渡しを委託しようとするときは、遅滞なく、当該米穀を売渡期日までに政府に売り渡すべき旨の委託をしなければならない。

(第二種登録出荷取扱業者の売渡先)

第二十三条 法第二十六条第一項の政令で定める者は、第二十一条各号に掲げる者とする。

(第二種登録出荷取扱業者の政府米の売渡し等の期日)

第二十四条 第二種登録出荷取扱業者は、売渡しの委託を受けた政府米について、法第二十六条第二項前段の規定により政府に売り渡そうとするときは、売渡期日までにしなければならない。

2 第二種登録出荷取扱業者は、売渡しの委託を受けた政府米について、

法第二十六条第二項後段の規定により自主流通法人に売渡しを委託しようとするときは、遅滞なく、当該米穀を売渡期日までに政府に売り渡すべき旨の委託をしなければならない。

第三款 自主流通法人

(自主流通米の売渡し等に係る区域及び数量)

第二十五条 法第二十八条第一項第二号の政令で定める区域は、都道府県の区域又はその区域を超える区域とする。

2 法第二十八条第一項第二号の政令で定める数量は、年間二十万トンとする。

(自主流通法人の売渡先)

第二十六条 法第二十九条第一項第一号の政令で定める者は、第二十一条第一号及び第三号から第六号までに掲げる者とする。

(政府米の売渡し)

第二十七条 自主流通法人は、売渡しの委託を受けた政府米について、法第二十九条第二項の規定により政府に売り渡そうとするときは、売渡期日までにしなければならない。

(自主流通米の売渡しを行う者等)

第二十八条 法第三十条第一項に規定する自主流通米の売渡しを行う者に

係る政令で定める者は、自主流通法人と直接又は間接に自主流通契約を締結している第一種登録出荷取扱業者とする。

2 法第三十条第一項に規定する自主流通米の売渡しを受ける者に係る政令で定める者は、第二十一条各号に掲げる者とする。

第四款 販売業

(計画流通米の年間販売見込数量)

第二十九条 法第三十八条第一項第三号(法第四十一条第一項において読み替えて準用する法第十条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める数量は、四千精米トン(地域における需要の動向に対応した特定の米穀の適正かつ円滑な供給が図られるものとして農林水産省令で定める基準に適合する場合にあっては、四百精米トン)とする。

(登録卸売業者の買受先)

第三十条 法第三十九条第一項及び第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 登録卸売業者
- 二 登録卸売業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会その他農林水産大臣が指定する法人であつて、その直接又は間接の構成員のため米穀の買受けの事業を行うもの

(登録卸売業者の販売先)

第三十一条 法第四十条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 登録卸売業者
- 二 米飯の販売の事業を行う者であつて、計画流通米の年間買受見込数量が百二十精米トン以上であると認められるもの
- 三 第二十一条第三号から第六号までに掲げる者

(登録小売業者の買受先)

第三十二条 法第四十六条の政令で定める者は、登録出荷取扱業者及び登録小売業者とする。

第五款 自主流通米価格形成センター

(売渡しを行うことができる者)

第三十三条 法第五十一条第一項の政令で定める者は、第一種登録出荷取扱業者とする。

(買受けを行うことができる者)

第三十四条 法第五十一条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 登録卸売業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会その他農林水産大臣が指定する法人であつて、その直接又は間接の構成員のため米穀の買受けの事業を行うもの
- 二 登録小売業者であつて、計画流通米の年間買受見込数量が農林水産

省令で定める数量以上であると認められるもの

第三節 政府の買入れ及び売渡し

(米穀の政府買入れ)

第三十五条 法第五十九条第一項の規定による買入れは、売渡期日までに売渡しの申込みがあつた米穀について、農林水産省令で定めるところにより、行うものとする。

2 法第五十九条第二項の政府買入価格は、毎年、各種類、銘柄及び等級の米穀について定める。

(米穀の加工品及び調製品)

第六条 法第三十条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

(米穀の加工品及び調製品)

第三十六条 法第六十条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

(米穀の政府売渡し)

第三十七条 法第六十一条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 登録卸売業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会その他農林水産大臣が指定する法人であつて、その直接又は間接の構成員のため米穀の買受けの事業を行うもの

二 米穀を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行う者

三 前号に掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会その他農林水産大臣が指定する法人であつて、その直接又は間接の構成員のため米穀の買受けの事業を行うもの

四 国の機関、地方公共団体その他これらに準ずるものとして農林水産大臣が指定する者

2 法第六十一条第二項の予定価格は、米穀の品質、用途等の相違を参酌して定める。

3 法第六十一条第二項の標準売渡価格は、毎年、各種類、銘柄及び等級の米穀について定める。

(輸入に係る米穀等の特別な方式に係る買受資格者)

第三十八条 法第六十二条第一項の政令で定める者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる者とする。

第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出

(納付金の納付を要しない米穀等)

第七條 法第三十四条第一項第三号の政令で定める米穀等は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年

(納付金の納付を要しない米穀等)

第三十九条 法第六十五条第一項第三号の政令で定める米穀等は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年

法律第百十二号（第六条）（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用される場合を含む。第十四条第二号において同じ。）の規定によりその関税が免除される米穀等

三（略）

四 法第四十九条第一項の規定による政府の貸付けに係る米穀（第十七条第一項第一号に掲げる者に対する同項第二号に掲げる者の貸付けに係る米穀を含む。）

（納付金の納付手続）

第八条 法第三十四条第一項の納付金（以下この条において単に「納付金」という。）を納付しようとする者は、あらかじめ、農林水産大臣にその旨を申し出なければならない。

277（略）

（輸入数量の届出を要する米穀）

第九条 法第三十五条の政令で定める米穀は、次に掲げる米穀以外の米穀とする。

一（略）

二 第七号第二号又は第三号に掲げる米穀等に該当する米穀

三 第七号第四号に掲げる米穀

四（略）

法律第百十二号（第六条）（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用される場合を含む。第十四条第二号において同じ。）の規定によりその関税が免除される米穀等

三（略）

四 法第七十二条第一項の規定による政府の貸付けに係る米穀（第四十七条第一項第一号に掲げる者に対する同項第二号に掲げる者の貸付けに係る米穀を含む。）

（納付金の納付手続）

第四十条 法第六十五条第一項の納付金（以下この条において単に「納付金」という。）を納付しようとする者は、あらかじめ、農林水産大臣にその旨を申し出なければならない。

277（略）

（輸入数量の届出を要する米穀）

第四十条の二 法第六十五条の二の政令で定める米穀は、次に掲げる米穀以外の米穀とする。

一（略）

二 第三十九号第二号又は第三号に掲げる米穀等に該当する米穀

三 第三十九号第四号に掲げる米穀

四（略）

(輸出数量の届出を要しない米穀)

第十条 法第三十六条第二号の政令で定める米穀は、次に掲げる米穀とする。

- 一 法第四十九条第一項の規定による政府の交付又は貸付けに係る米穀
(第十七条第一項第一号に掲げる者に対する同項第二号に掲げる者の貸付けに係る米穀を含む。)

二 了八 (略)

(麦の政府買入れ)

第十一条 法第四十一条第一項の規定による買入れは、農林水産大臣が定める期日までに売渡しの申込みがあつた麦(小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。)について、農林水産省令で定めるところにより、行うものとする。

2 法第四十一条第二項の政府買入価格は、毎年、各種類、銘柄及び等級の麦ごとに定める。

(麦等の範囲)

第十二条 法第四十二条第一項のその他政令で定めるものは、メスリン及びライ小麦とする。

2 法第四十二条第一項の加工し、又は調製したものであつて政令で定め

(輸出数量の届出を要しない米穀)

第四十条の三 法第六十五条の三第二号の政令で定める米穀は、次に掲げる米穀とする。

- 一 法第七十二条第一項の規定による政府の交付又は貸付けに係る米穀
(第四十七条第一項第一号に掲げる者に対する同項第二号に掲げる者の貸付けに係る米穀を含む。)

二 了八 (略)

第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置

(麦の政府買入れ)

第四十一条 法第六十六条第一項の規定による買入れは、農林水産大臣が定める期日までに売渡しの申込みがあつた麦(小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。)について、農林水産省令で定めるところにより、行うものとする。

2 法第六十六条第二項の政府買入価格は、毎年、各種類、銘柄及び等級の麦ごとに定める。

(麦等の範囲)

第四十二条 法第六十七条第一項のその他政令で定めるものは、メスリン及びライ小麦とする。

2 法第六十七条第一項の加工し、又は調製したものであつて政令で定め

るものは、次に掲げるものとする。

一～四（略）

（麦の政府売渡し）

第十三条 法第四十三条第二項の予定価格は、麦の品質、所在地、保管期間、用途等の相違を参酌して定める。

2 法第四十三条第二項の標準売渡価格は、家計費に基づき付録の算式によつて算出される価格の範囲内において、法第四十一条第二項の政府買入価格にその買入れ、保管及び売渡しに要する費用を加えて得た価格、法第四十二条第一項の規定による麦の買入れの価格にその買入れ、保管及び売渡しに要する費用を加えて得た価格、精米の消費者価格その他経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として、毎年、各種類、銘柄及び等級の麦ごとに定める。

（納付金の納付を要しない麦等）

第十四条 法第四十五条第一項ただし書の政令で定める麦等は、次に掲げるものとする。

一～三（略）

（準用）

第十五条 第八条の規定は、法第四十五条第一項の納付金について準用す

るものは、次に掲げるものとする。

一～四（略）

（麦の政府売渡し）

第四十三条 法第六十八条第二項において準用する法第六十一条第二項の予定価格は、麦の品質、所在地、保管期間、用途等の相違を参酌して定める。

2 法第六十八条第二項において準用する法第六十一条第二項の標準売渡価格は、家計費に基づき付録の算式によつて算出される価格の範囲内において、法第六十六条第二項の政府買入価格にその買入れ、保管及び売渡しに要する費用を加えて得た価格、法第六十七条第一項の規定による麦の買入れの価格にその買入れ、保管及び売渡しに要する費用を加えて得た価格、精米の消費者価格その他経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として、毎年、各種類、銘柄及び等級の麦ごとに定める。

（納付金の納付を要しない麦等）

第四十四条 法第七十条第一項ただし書の政令で定める麦等は、次に掲げるものとする。

一～三（略）

（準用）

第四十五条 第四十条の規定は、法第七十条第一項の納付金について準用

る。

(主要食糧の交付)

第十六条 法第四十九条第一項の主要食糧の交付は、地方公共団体、公益法人その他農林水産大臣が適当と認める者が主要食糧を試験研究又は教育の用に供しようとする場合に行うことができる。

2 (略)

(米穀の貸付け)

第十七条 法第四十九条第一項の規定による米穀の貸付けは、米穀の需給事情等を勘案して必要がある場合に、次に掲げる者に対して行うことができる。

一・二 (略)

2 (略)

する。

第四章 雑則

(主要食糧の交付)

第四十六条 法第七十二条第一項の主要食糧の交付は、地方公共団体、公益法人その他農林水産大臣が適当と認める者が主要食糧を試験研究又は教育の用に供しようとする場合に行うことができる。

2 (略)

(米穀の貸付け)

第四十七条 法第七十二条第一項の規定による米穀の貸付けは、米穀の需給事情等を勘案して必要がある場合に、次に掲げる者に対して行うことができる。

一・二 (略)

2 (略)

(異議申立て)

第四十八条 第九条第一項(第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)(又は第十条第二項(第十六条において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による市町村長の通知を受けた米穀の生産者は、当該通知に係る数量について不服があるときは、異議申立てをすることができる。

<p>付録(第十三条関係) (略)</p> <p>備考 全国の一世帯当たりの可処分所得は、総務省の行う家計調査に よるものとする。</p>	<p>2 前項の異議申立てに関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十五条の期間は、当該通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。</p> <p>3 市町村長は、第一項の異議申立てがあつたときは、異議申立てがあつた日から四十日以内にこれを決定しなければならない。</p> <p>(事務の区分)</p> <p>第四十九条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>一 第八条第一項、第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項)これらの規定を第十六条において読み替えて準用する場合を含む。(の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第十一条第一項並びに第十三条第二項(これらの規定を第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)(の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>付録(第四十三条関係) (略)</p> <p>備考 全国の一世帯当たりの可処分所得は、総務庁の行う家計調査に よるものとする。</p>
---	--

改正案	現行
<p>第六条ノ二ノ二 政府八米穀ノ買入契約又ハ麦ノ輸入ヲ目的トスル買入契約ヲ締結スル場合ニ於テ一般競争又ハ指名競争ニ付スルトキハ其ノ買入数量ノ範囲内ニ於テ数量及単価ヲ入札セシメ予定價格ヲ超エザル単価ノ入札者中低価ノ入札者ヨリ順次買入数量ニ達スルノ入札者ヲ以テ落札者ト為ス方法ニ依ルコトヲ得</p> <p>政府八米穀ノ売渡契約ヲ締結スル場合ニ於テ一般競争又ハ指名競争ニ付スルトキハ其ノ売渡数量ノ範囲内ニ於テ数量及単価ヲ入札セシメ予定價格ヲ超エル単価ノ入札者中高価ノ入札者ヨリ順次売渡数量ニ達スルノ入札者ヲ以テ落札者ト為ス方法ニ依ルコトヲ得</p> <p>前二項ノ規定ニ依ル競争ニ於テ同価ノ入札ヲ為シタル者二人以上アルトキハ入札数量ノ多キ者ヲ先順位ノ落札者ト為シ入札数量同一ナルトキハ令第八十三条ノ規定ニ準ジクジヲ以テ落札者ヲ定ムルモノトス</p> <p>前三項ノ場合ニ於テ最後ノ順位ノ落札者ノ入札数量ガ他ノ落札者ノ入札数量ト合計シテ買入数量又ハ売渡数量ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル数量ニ付テハ落札ナキモノトス</p> <p>第六条ノ二ノ三 前条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル競争ニ付スル場合ノ公告又ハ入札者ヘノ通知ニ於テハ令第七十五条各号ニ掲グル事項ノ外前条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル競争入札タルコトヲ明ニスルト共ニ同</p>	<p>第六条ノ二ノ二 政府八米穀又ハ麦ノ輸入ヲ目的トスル買入契約ヲ締結スル場合ニ於テ一般競争又ハ指名競争ニ付スルトキハ其ノ買入数量ノ範囲内ニ於テ数量及単価ヲ入札セシメ予定價格ヲ超エザル単価ノ入札者中低価ノ入札者ヨリ順次買入数量ニ達スルノ入札者ヲ以テ落札者ト為ス方法ニ依ルコトヲ得</p> <p>前項ノ規定ニ依ル競争ニ於テ同価ノ入札ヲ為シタル者二人以上アルトキハ入札数量ノ多キ者ヲ先順位ノ落札者ト為シ入札数量同一ナルトキハ令第八十三条ノ規定ニ準ジクジヲ以テ落札者ヲ定ムルモノトス</p> <p>前二項ノ場合ニ於テ最後ノ順位ノ落札者ノ入札数量ガ他ノ落札者ノ入札数量ト合計シテ買入数量ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル数量ニ付テハ落札ナキモノトス</p> <p>第六条ノ二ノ三 前条第一項ノ規定ニ依ル競争ニ付スル場合ノ公告又ハ入札者ヘノ通知ニ於テハ令第七十五条各号ニ掲グル事項ノ外同項ノ規定ニ依ル競争入札タルコトヲ明ニスルト共ニ前条第三項ノ規定ニ依リ入札数</p>

条第四項ノ規定ニ依リ入札数量ノ一部ニ付落札ナキモノトスルコトアル旨及第六条ノ二ノ五第一項ノ規定ニ依リ当該競争入札ヲ取消スコトアル旨並端数ノ入札ヲ制限スルトキハ其ノ旨ヲ示スベシ

第六条ノ二ノ四 第六条ノ二ノ二第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル競争ニ付スル場合ノ買入又ハ売渡ノ予定価格ハ令第八十条第一項ノ規定ニ拘ラズ総価額ヲ買入数量又ハ売渡数量ヲ以テ除シタル金額ヲ以テ定ムルコトヲ要ス

第六条ノ二ノ五 第六条ノ二ノ二第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル競争ニ於テ其ノ競争ニ加ハリタル者五人ニ滿タザルトキハ当該競争入札ヲ取消スコトヲ得

・ (略)

第六条ノ二ノ六 第六条ノ二ノ二第一項ノ規定ニ依ル競争ニ付シタル場合ニ於テ落札数量ガ買入数量ニ達セザルトキ又ハ落札者ノ内契約ヲ締結セザル者アルトキハ買入数量ニ達スル 最低落札単価ノ制限内ニ於テ令第九十九条の三及令第九十九条の四ノ規定ニ準ジ随意契約ニ依ルコトヲ得

第六条ノ二ノ二第二項ノ規定ニ依ル競争ニ付シタル場合ニ於テ落札数量ガ売渡数量ニ達セザルトキ又ハ落札者ノ内契約ヲ締結セザル者アルトキハ売渡数量ニ達スル 最高落札単価ヲ下ラザル価額ニ於テ令第九十九条の三及令第九十九条の四ノ規定ニ準ジ随意契約ニ依ルコトヲ得

量ノ一部ニ付落札ナキモノトスルコトアル旨及第六条ノ二ノ五第一項ノ規定ニ依リ当該競争入札ヲ取消スコトアル旨並端数ノ入札ヲ制限スルトキハ其ノ旨ヲ示スベシ

第六条ノ二ノ四 第六条ノ二ノ二第一項ノ規定ニ依ル競争ニ付スル場合ノ買入ノ予定価格ハ令第八十条第一項ノ規定ニ拘ラズ総価額ヲ買入数量ヲ以テ除シタル金額ヲ以テ定ムルコトヲ要ス

第六条ノ二ノ五 第六条ノ二ノ二第一項ノ規定ニ依ル競争ニ於テ其ノ競争ニ加ハリタル者五人ニ滿タザルトキハ当該競争入札ヲ取消スコトヲ得

・ (略)

<p>第七条ノ二 本会計ノ国内米管理勘定ニ於ケル備蓄ニ係ル損失ノ額ハ当該勘定ニ於ケル備蓄ニ係ル米穀（以下本条ニ於テ備蓄米ト謂フ）ノ売買ニ因リ生ズル売買損失額及第一号ニ掲グル額ヲ合計シタル額ヨリ第二号ニ掲グル額ヲ控除シテ得タル金額又ハ第一号ニ掲グル額ヨリ備蓄米ノ売買ニ因リ生ズル売買利益額及第二号ニ掲グル額ヲ控除シテ得タル金額トス</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>第七条ノ二 本会計ノ国内米管理勘定ニ於ケル備蓄ニ係ル損失ノ額ハ当該勘定ニ於ケル備蓄ニ係ル米穀（以下本条ニ於テ備蓄米ト謂フ）ノ売買ニ因リ生ズル売買損失額並第一号及第二号ニ掲グル額ヲ合計シタル額ヨリ第三号ニ掲グル額ヲ控除シテ得タル金額又ハ第一号及第二号ニ掲グル額ヲ合計シタル額ヨリ備蓄米ノ売買ニ因リ生ズル売買利益額及第三号ニ掲グル額ヲ控除シテ得タル金額トス</p> <p>一 (略)</p> <p>二 本会計ノ国内米管理勘定ニ於テ負担スベキ自主流通計画ニ基キ行ハルル米穀ノ備蓄ニ係ル経費ニ相当スル額</p> <p>三 (略)</p>
--	---

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（登録検査機関の照会先） 第四条（略） 2 法第二十七条第二項の政令で定める者は、<u>農業協同組合その他農林水産省令で定める者とする。</u></p>	<p>（登録検査機関の照会先） 第四条（略） 2 法第二十七条第二項の政令で定める者は、<u>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第三条第九項に規定する第一種登録出荷取扱業者とする。</u></p>

改 正 案		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
政 令	事 務	(略)	(略)
現 行		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
政 令	事 務	(略)	(略)
(略)	(略)	<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）</p>	<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 第八条第一項、第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項（これらの規定を第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第十一条第一項並びに第十三条第二項（これらの規定を第十六条において読み替え</p>

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	<p>て準用する場合を含む。()の規定により市町村が処理することとされている事務</p>

改 正 案	現 行
<p>（無条件免税をしない携帯品又は引越荷物の指定）</p> <p>第十三条の五 法第十四条第七号及び第八号（携帯品及び引越荷物の無条件免税）に規定する政令で指定する物品は、法の別表第一〇・〇六項に掲げる物品（輸入する者）に輸入する物品の数量とその輸入の日からさかのぼつて一年間に主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）<u>第三十五条</u>（米穀の輸入数量の届出）の規定により届け出てその者の個人的な使用に供するものとして輸入した物品の数量との合計数量が百キログラム以下である場合における当該輸入する物品（第十六条の三及び第十六条の四において「免税対象物品」という。）を除く。）とする。</p>	<p>（無条件免税をしない携帯品又は引越荷物の指定）</p> <p>第十三条の五 法第十四条第七号及び第八号（携帯品及び引越荷物の無条件免税）に規定する政令で指定する物品は、法の別表第一〇・〇六項に掲げる物品（輸入する者）に輸入する物品の数量とその輸入の日からさかのぼつて一年間に主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）<u>第六十五条の二</u>（米穀の輸入数量の届出）の規定により届け出てその者の個人的な使用に供するものとして輸入した物品の数量との合計数量が百キログラム以下である場合における当該輸入する物品（第十六条の三及び第十六条の四において「免税対象物品」という。）を除く。）とする。</p>

改正案	現行
<p>（政府が貸付けを行つた米穀に準ずる米穀の指定）</p> <p>第三条の二 法の別表第一第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・二〇号、第一〇〇六・三〇号及び第一〇〇六・四〇号に規定する政府が貸付けを行つた米穀に準ずるものとして政令で定めるものは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）<u>第十七条第一項第一号に掲げる者に対して同項第二号に掲げる者が貸付けを行つた米穀とする。</u></p>	<p>（政府が貸付けを行つた米穀に準ずる米穀の指定）</p> <p>第三条の二 法の別表第一第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・二〇号、第一〇〇六・三〇号及び第一〇〇六・四〇号に規定する政府が貸付けを行つた米穀に準ずるものとして政令で定めるものは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）<u>第四十七条第一項第一号に掲げる者に対して同項第二号に掲げる者が貸付けを行つた米穀とする。</u></p>